

令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書等を送付します

7月13日(火)に、納税(入)通知書等を送付します。年度内に納付方法が変更となるかたには、納税(入)通知書と特別徴収開始通知書の両方が送付されます。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかたへ

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少等が見込まれる世帯は申請によって減免を受けられる場合があります。

○納付が困難なときはご相談を

失業、倒産、災害など特別な事情によって納付が困難なときはご相談ください。申請によって減免を受けられる場合があります。

○福島第一原子力発電所事故により青森市に転入されたかたへ

申請によって減免を受けられる場合があります。※令和2年度に減免を受けたかた

で、引き続き減免の要件に該当する場合であっても、改めて申請が必要です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請を推奨しています。詳しい要件や必要書類については市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

国民健康保険税については、原則、納期限の過ぎた期別の税額は減免対象から除かれるため、お早めに申請してください。なお、災害、疾病等のやむを得ない理由がある認められる場合には、納期限の過ぎた期別の税額も減免対象となります。対象とありますが、ご相談ください。

○臨時相談窓口を開設します

7月14日(水)～8月2日(月)午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)

所 7月14日(水)～30日(金)

アウガ6階会議室

8月2日(月)駅前庁舎1階

国民健康保険課8番窓口

国民健康保険年金課

(☎017-734-5340)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

令和3年度介護保険料納入通知書等を送付します

7月6日(火)に、介護保険第1号被保険者(65歳以上)の令和3年度介護保険料納入通知書等を送付します。内容をご確認ください。

○介護保険料の納付を忘れずに

介護保険制度は、高齢化が進むなか、介護の負担を社会全体で支え合うための制度です。

特別な事情がなく介護保険料を滞納すると、将来介護が必要となったときに、保険の給付が制限され、介護サービス利用時の負担が大きくなります。

納入通知書で納めるかたは、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

○介護保険料の減免制度

経済的理由などで生計維持が困難なかたや新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったかた・事業収入等の減少が見込まれるかたは、申請によって介護保険料

の減免を受けられる場合があります。

減免の対象となるのは、納期限を迎える前の保険料です。減免の要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

郵便が届きましたらご確認ください。

介護保険課 寺山

○臨時相談窓口を開設します

7月8日(木)～21日(水)午前8時30分～午後6時(土・日曜日を除く)

所 アウガ6階会議室

国民健康保険課

(☎017-734-5365)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1134)

新型コロナウイルス感染症の影響により市税等のお支払いが困難なかたへ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した等の事情により、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料のお支払いが納期限までに困難な場合は、ご相談ください。

国民健康保険課

(☎017-734-5209)

浪岡振興部納税支援課

(☎0172-62-1141)

公園を利用する場合の

注意点

公園を利用する際は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の点にご注意ください。

- ①体調が悪いときは利用を控える
 - ②時間・場所を選び、譲り合う
 - ③人と人との間を空ける(最低1m)
 - ④こまめな手洗いをする
- 国民健康保険課
(☎017-752-8342)



不法投棄や屋外での焼却行為はやめましょう

ごみの不法投棄は、環境汚染にもつながる重大な犯罪です。また、屋外でのごみの焼却行為も原則禁止されています。

いずれも5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）、またはその両方が科せられる場合があります。

ごみは、市のルールに従って適切に処理しましょう。

また、私有地は所有者等のかたに管理責任があります。不法投棄をされないように、定期的に見回りを行うなど適切な管理をしましょう。

岡廃棄物対策課

(☎017-723-5371)



下水道未整備地域等の合併処理浄化槽設置を補助

下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域での、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換設置等の費用の一部を補助します。詳しくはお問合せください。

補助限度額

- ・5人槽：35万2千円
 - （※指定区域42万円）
 - ・6〜7人槽：44万1千円
 - （※指定区域52万5千円）
 - ・8〜10人槽：58万8千円
 - （※指定区域70万円）
- 岡廃棄物対策課
(☎017-718-1086)



事前に申込みが必要です。

廃棄物対策課 小山内

各種相談

7月の専門相談

◆予約が不要な相談

所岡市民なんでも相談室（駅前庁舎1階）
☎017-734-5249

●人権相談 時5日(月)・19日(月) 午前10時〜午後3時

●行政相談 時1日(木)・8日(木)・15日(木)・29日(木) 午前10時〜午後3時

●司法書士相談 時5日(月)・13日(火) 午前10時〜午後2時

●不動産相談 時1日(木)・8日(木)・15日(木) 午前10時〜午後3時

●不動産鑑定士相談 時27日(火) 午後1時〜3時

●土地家屋調査士相談 時5日(月) 午前10時〜午後2時

●行政書士相談 時9日(金)・16日(金) 午前10時〜午後3時

◆予約が必要な相談

●法律相談 時12日(月)・26日(月) 午後1時〜3時 各5人(申込順) 甲生活安心課 ☎017-734-5250へ電話予約。12日分は1日から、26日分は13日から受付(午前8時30分〜) ※相談は1回まで

浪岡地区の相談

所浪岡総合保健福祉センター
●人権相談・行政相談 時1日(木)・15日(木) 午前9時〜午後3時
岡浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1113)

市税などの平日夜間納付相談

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付に関する相談を受付。電話相談もできます。
●平日夜間納付相談
・納税支援課（駅前庁舎）
(☎017-734-5209)
時7月14日(水)・15日(木)・19日(月)・20日(火)・26日(月)・29日(木) 午後8時まで
・浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1114)
時7月27日(火)〜30日(金)

遺言・相続・成年後見制度利用等に関する無料相談会

遺言・相続などの相談に行政書士がお答えします。
時7月7日(水) 午後1時30分〜3時30分
所男女共同参画プラザガダール 研修室(アウガ5階)
申当日直接会場へ(マスクの着用をお願いします)
岡コスモス成年後見サポートセンター 青森県支部
(☎017-742-1128)

定例労働相談会

労働者・事業主が無料で受けられる労働相談会。
時7月18日(日) 午前10時30分〜午後0時30分、8月3日(火) 午後1時30分〜3時30分
所青森県労働委員会(東奥日報新町ビル4階)
申岡青森県労働委員会事務局
(☎017-734-9832)へ

子どもの権利相談センター

いじめ、体罰など子どもの権利侵害に関する相談に応じます。悩んでいることや心配なことを話してみませんか？秘密は守ります。相談しやすい方法でご相談ください。

窓 □ 駅前庁舎3階 子育て支援課内
電 話 ☎0120-370-642 (フリーダイヤル) FAX 017-763-5678
受付時間 原則、月〜金曜日 10:00~18:00
手 紙 〒030-0801 新町一丁目3-7 子どもの権利相談センター宛
メ ール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

